

令和 7 年度和歌山県の「温泉」認知度向上及び需要拡大のための
プロモーション業務委託仕様書

この仕様書は、和歌山県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「令和 7 年度和歌山県の「温泉」認知度向上及び需要拡大のためのプロモーション業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

令和 7 年度和歌山県の「温泉」認知度向上及び需要拡大のためのプロモーション業務

2. 業務目的

和歌山県は関西 No. 1 の 500 を超える源泉数を誇り、多様な自然環境、歴史的な背景、独自の温泉文化が融合した多彩な魅力を有する温泉地が県内各地に点在している。温泉は常に旅行目的の上位に挙げられるものの、本県における温泉プロモーションは「源泉数の多さ」のアピールやエリア別での魅力発信にとどまっているため、観光客の幅広いニーズに対応できるような更なる情報発信の充実が課題となっている。

そこで本業務では、多くの人にお気に入りの温泉を見つけてもらえるよう、温泉情報発信ツールの強化に取り組み、「温泉といえば和歌山」と考えていただけるような認知度向上と、需要拡大につなげることを目的とする。

また、「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録を目指す中、登録が実現した際には世界中から日本の温泉が注目される機会となる。登録の際に「温泉といえば和歌山」と認知されているよう、登録実現までに、本業務において国内外への効果的な発信を行い、県内の地域ごと様々な特徴ある上質な温泉の認知度向上を図ることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 県内の温泉動画作成、県公式 TikTok における配信

① 以下のア～クを踏まえ、県内の温泉の魅力が伝わる動画を作成し、県公式 TikTok アカウントにより計画的に配信すること。

ア 動画作成には、企画、構成、演出、撮影、編集、音楽やナレーション等の音声の追加、テロップの挿入等の作業を含む。

イ 単に施設や浴場を撮影するだけでなく、視聴者が温泉地での楽しみ方をイメージしやすくなるような動画を作成すること。（入浴中や足湯を楽しんでいる様子、温泉街歩きや温泉地自慢の食事、体験を楽しんでいる様子 等）

ウ フル HD または 4K の高解像度で撮影すること。

エ 下記の使用想定を意識した構成、編集で作成すること。

・温泉編、人物編：県公式 TikTok、Instagram、X（旧 Twitter）、YouTube Shorts 等

・県全体版：展示会上映、サイネージ広告、宿泊施設で上映、YouTube 等

オ 撮影場所の選定や動画の内容について、各地域の関係者との協議の上決定すること。

カ その他関係者との調整等、許諾に要する一切の調整業務を行うこと。

キ 配信におけるスケジュールについては県と協議のうえ決定し配信すること。

ク 投稿した動画にコメントがあった場合は適切な返信を実施すること。

② 動画の種類、長さ、本数は以下の通りとする。

【温泉編】

温泉ソムリエマスター、または同等の知識を有する人物が県内の各温泉地を巡り魅力を語る動画

・縦型（9：16） 30秒～1分程度 計12本（各温泉地につき1本）

【人物編】

各温泉地の女将または温泉に関わる地域の人物に焦点を当て、その人柄や温泉への思いから各温泉地の魅力を伝える動画

・縦型（9：16） 30秒～1分程度 計6本

【県全体版】

上記で撮影された各温泉地の映像素材をもとに編集した、県全体の総集編動画（展示会等での使用を想定した編集で制作すること）

・縦型（9：16） 1～5分程度 計1本

③ 動画共有サイトにアップロード可能な形式で納品すること。また、当該成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、県に帰属するものとする。

（2）公式観光サイトに掲載する特集記事を10本程度作成

① 温泉をテーマに特集記事を作成すること。また、以下のア～オのテーマは必ず掲載すること。

ア 温泉×グルメ

イ 温泉×ナイトライフ

ウ 温泉×キャンプ

エ 温泉×体験

オ 温泉×サイクリング

② 多様なニーズに対応するため、様々な切り口でスポットを選定し、魅力的に紹介すること。なお、エリア別にスポットを列举するのみの構成はできる限り避けること。

③ テーマについては、可能な限り頻繁に検索されるもの（観光客が求めるもの）から選定し、タイトルや本文にそのキーワードを挿入するなど、閲覧される工夫を行うこと。

④ スマートフォンでのページ閲覧時、記事内の電話番号及びURLをタップすると電話やサイトに繋がるなど利便性の高い設定を行うこと。

⑤ モデルコースを作成する場合においては、可能な限り公共交通機関を利用して和歌山を観光したいと思わせるような仕掛けづくりを各内容に盛り込むこと。

⑥ 県内の温泉スポットについて、データベース登録を行うこと。

⑦ ページ作成（記事入力、画像及び動画の配置等）にあたっては、指定する専用のCMSを使用すること。なお、CMSのアクセス権限等、作成に必要な情報は、契約後に当県より提供する。また、別途提示するCMSのアクセス権限開放にかかる誓約書に署名すること。

(3) 温泉ナビゲーションコンテンツ作成、ランディングページの更新

① 県内の多様な温泉から、観光客が自分に適した温泉を発見、選択できるようなナビゲーションコンテンツを作成すること。(各温泉の特徴を軸とした診断チャート、マトリクス表などのビジュアル要素を活用したコンテンツを想定。)

② 和歌山県公式観光サイト内の温泉ランディングページ (<https://www.wakayama-kanko.or.jp/features/onsen>) を以下のア～ウの通り更新すること。

ア ①で作成したコンテンツを掲載すること

イ ランディングページ内に(1)で作成した動画を掲載すること。

ウ 現在と同じ特集記事形式のCMSを利用しつつ、構成や掲載画像等を工夫し、ランディングページとしての訴求力や視認性を高めるように編集、更新を行うこと。

③ CMSのアクセス権限等、作成に必要な情報は、契約後に当県より提供する。また、別途提示するCMSのアクセス権限開放にかかる誓約書に署名すること。

(4) 「和歌山湯めぐりキャンペーン(仮称)」の実施

① 11月～3月を目途に、地域の温泉イベントと一緒に盛り上げる温泉に関するキャンペーンを企画、運営すること。

【実施例】

キャンペーン期間中に県内の温泉イベントに参加&インスタ投稿で、抽選でプレゼントが当たる

○県内の温泉イベント例

白浜温泉：湯めぐり札、勝浦温泉：温泉ガストロノミー、龍神温泉：観燈祭、
本宮温泉郷：仙人風呂かるた大会、12湯：御湯印めぐり など

(5) SNS広告

① (1)～(4)の各施策について、効果的なターゲット・手法を提案し、SNS広告配信計画を策定及び実施すること。

② 実施媒体は、(公社)和歌山県観光連盟(以下、「県観光連盟」という。)の公式アカウント(YouTube、Instagram)の活用を想定しているが、より効果的と思われる手法があれば提案すること。(ただし、予算の範囲内で実施可能なものに限る。)

(6) 媒体広告

① (1)～(4)の各施策について、効果的な媒体(テレビ、WEB、雑誌等)を提案し、プロモーションを実施すること。

(7) 既存動画の再編集

① 県及び県観光連盟所有の動画素材を活用して再編集し、温泉に特化したダイジェスト動画を作成すること。(音楽やナレーション等の音声の追加、テロップの挿入等の作業を含む)

・横型(16:9) 1分程度 2本

(8) 実績報告

本業務の終了後、以下の内容を含む実績報告書を作成し、提出すること。

- ・実施内容の概要
- ・各コンテンツの制作内容及び配信実績
- ・広告の実績（インプレッション数、クリック数等）
- ・成果及び課題
- ・写真・動画等を収録したデータ媒体の添付

※紙ベースの報告書3部及びデータ（エクセルやパワーポイントなど編集可能な形式が望ましい）を業務完了日までに提出すること。

4. 提案上限額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務期限

令和8年3月13日（金）

6. 特記事項

- (1) 各プロモーション施策については、期間内に和歌山県及び（公社）和歌山県観光連盟が実施する観光誘客施策と連携して実施すること。
- (2) 成果品の著作権等知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除き、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むすべての権利が甲に帰属するものとする。
- (3) 乙は、著作者人格権について行使しないものとする。
- (4) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は乙が負うものとする。
- (5) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等があった場合は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙の責任と負担によりこれを処理、解決するとともに、甲に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 甲は、納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、放送等）することができるものとする。
- (7) 納品された成果品は、甲が認めた第三者が、和歌山県の観光の魅力を広く紹介、PRすることを目的に二次利用する場合がある。
- (8) 業務完了後に、乙の責に帰すべき理由による納品された成果品に不良があった場合は、乙が速やかに必要な訂正、補足等の措置を行い、その経費は乙の負担とする。
- (9) 業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議のうえ、甲の指示を受けるものとする。
- (10) 本業務の実施にあたり、内容の一層の充実を図るため、協議のうえ、予算の範囲内で内容等を変更する場合がある。
- (11) 契約金額には、本仕様書に記載された業務内容に係る全ての費用を含むものとする。